富（河長・大狭・太・河南・千赤）広福第２７５号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２９年５月２日

各社会福祉法人代表者　様

　　　　　　　　　　　　　（富田林市　河内長野市　河南町　太子町　千早赤阪村）広域福祉課長

大阪狭山市　広域福祉グループ課長

厚生労働省からの各種通知等の発出について

平素より福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省社会・援護局長および福祉基盤課長より、各種通知がありました。

つきましては、これらの通知文及び事務連絡文をメール添付ファイル（下記の一覧表のとおり）でお送りしますので、ご確認頂くようお願いします。

なお、大量の文書となるため紙媒体での送付は省略させて頂きますのでご了承願います。

記

**１．1会計監査及び専門家による支援等について（PDF）**

**２．2（別添１）　財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書（PDF）**

**３．3（別添２）　財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書（PDF）**

**４．4【事務連絡】社会福祉法人に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例の**

**承認特例について（PDF）**

**５．5公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例の「承認特例」の対象が**

**拡充されました（平成29年4月）（PDF）**

**６．6 社会福祉法人が民間金融機関から融資を受ける際の理事長等の個人保証について（PDF）**

**７．7社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について（通知）（PDF）**

なお、近日中に今回メールでお送りする本通知文及び添付ファイルにつきまして、

南河内広域福祉課のホームページに掲載する予定です。

【社会福祉法人等への通知文書等】

（<http://www.kouiki321.jp/procedure/fukushi/pro_seturituninka/10.html>）

|  |
| --- |
| 〒５８４－００３１  　住 所：富田林市寿町２丁目６番１号  南河内府民センタービル２階  南河内広域事務室　広域福祉課  　　　　　　　（社会福祉法人指導担当）  ＴＥＬ：０７２１－２０－１１９９  ＦＡＸ：０７２１－２０－１２０２ |